

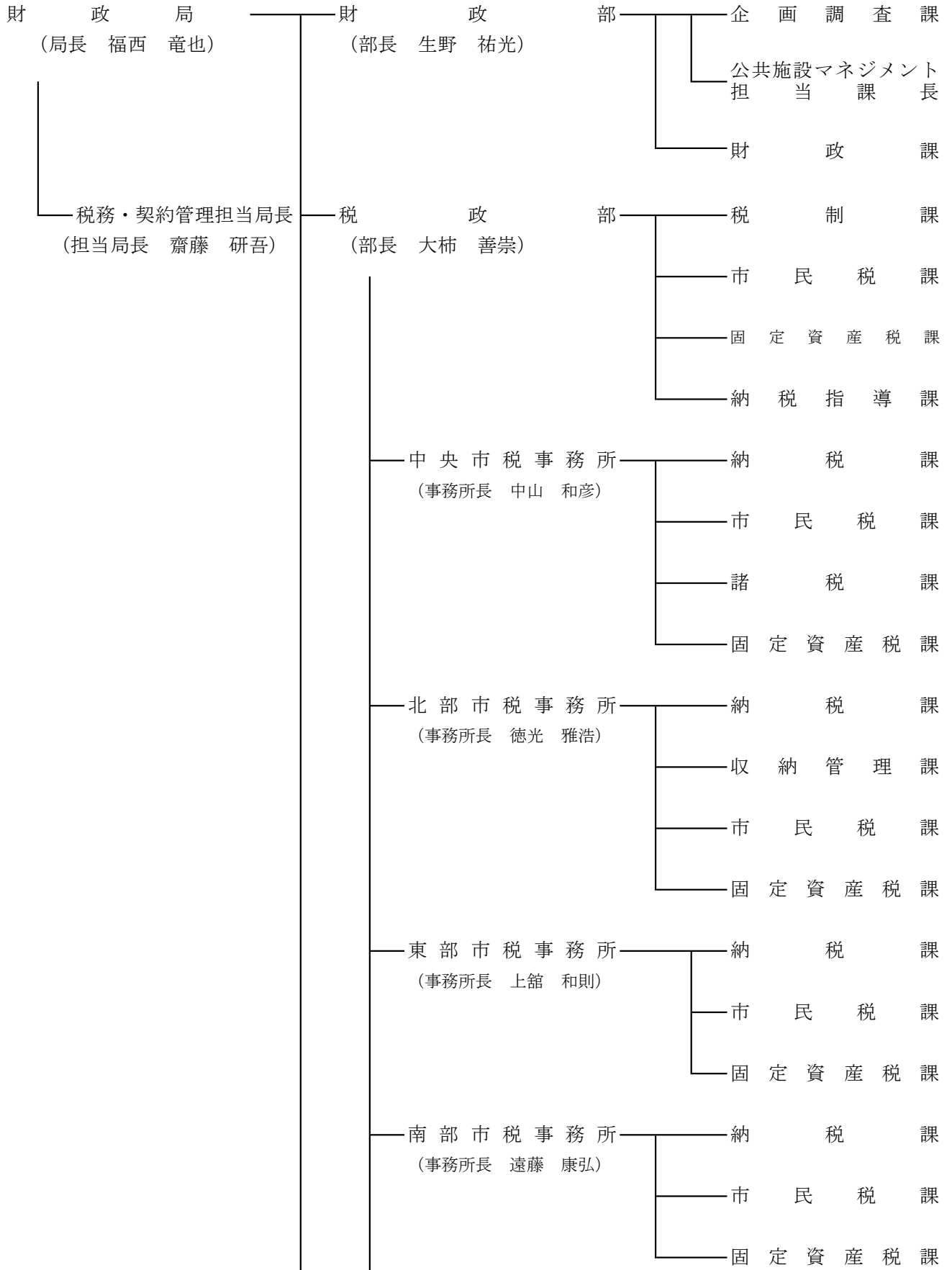
財政市民委員会資料（財政局）

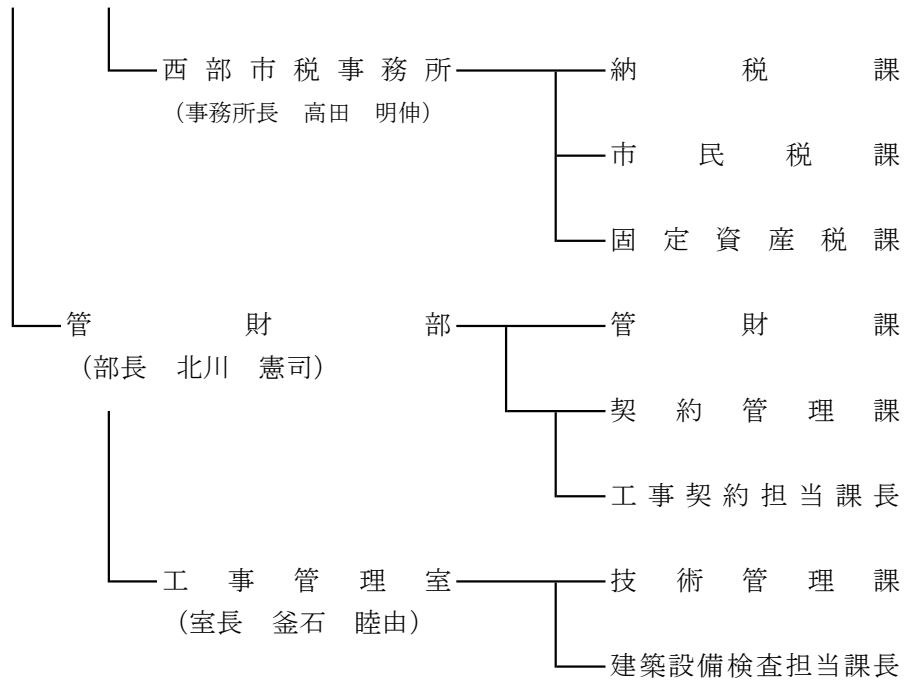
令和5年6月7日

- 1 財政局機構図 1～2
- 2 財政局機構別事務分掌 3～7
- 3 令和5年度における主要事務事業 8

財政局機構図

(令和5年4月1日現在)





財政局機構別事務分掌

札幌市事務分掌規則（抄）

部の名称	組 織	事 務 分 掌
財政部	企画調査課	(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 (2) 財政状況の公表に関すること。 (3) 企業会計部局との調整に関すること。 (4) 財政計画に関すること。 (5) 地方交付税交付金等の各種交付金（税政部の所管に係るものを除く。）の事務に関すること。 (6) 市債及び一時借入金に関すること。 (7) 資金計画に関すること。 (8) 基金（管財課の所管に係るものを除く。）の管理に関すること。 (9) 当せん金付証券の発売に関すること。 (10) 大都市税財政制度に係る調査及び要望に関すること。 (11) 公共施設マネジメントに関すること。 (12) 部内の経理に関すること。 (13) 局内他部及び部内他課の主管に属しないこと。
	財政課	(1) 予算の編成に関すること。 (2) 予算の配当、予備費の充用及び予算費目の流用に関すること。 (3) 予算執行の調査及び指導並びに効果確認に関すること。 (4) 決算の報告に関すること。 (5) 財政運営制度に関すること。

部の名称	組 織	事 務 分 掌
税政部	税制課	(1) 市税の制度の調査研究の総括に関する事。 (2) 市税の賦課事務の企画、調整及び指導の総括に関する事。 (3) 部内(市税事務所を除く。)の経理に関する事。 (4) 税務事務改善の企画及び調査研究に関する事。 (5) 固定資産評価審査委員会の庶務に関する事。 (6) 部内他課所の主管に属しない事。
	市民税課	(1) 市税(固定資産税及び都市計画税を除く。以下この目において同じ。)の制度の調査研究に関する事。 (2) 市税の賦課事務の企画、調整及び指導に関する事。 (3) 市税の賦課に係る犯則事件の調査に関する事。 (4) 市税の予算及び決算に関する事。 (5) 地方譲与税譲与金並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金及び自動車税環境性能割交付金の事務に関する事。 (6) 市税の事務に関し部内他所の主管に属しない事。
	固定資産税課	(1) 市税(固定資産税及び都市計画税に限る。以下この目において同じ。)の制度の調査研究に関する事。 (2) 市税の賦課事務の企画、調整及び指導に関する事。 (3) 市税の賦課に係る犯則事件の調査に関する事。 (4) 市税の予算及び決算に関する事。 (5) 固定資産評価基準に関する事。 (6) 固定資産評価員の職務に関する事。 (7) 国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金の事務に関する事。 (8) 市税の事務に関し部内他所の主管に属しない事。
	納税指導課	(1) 市税の滞納整理事務の企画、調整及び指導に関する事。 (2) 市税の徴収に係る犯則事件の調査に関する事。 (3) 市税に係る徴収金の納付又は納入の督促、滞納処分及び納税の猶予に関する事(別に定めるものに限る。)。 (4) 市税に係る徴収金の欠損処分に関する事(別に定めるものに限る。)。 (5) 市税に係る徴収金の徴収の嘱託に関する事(別に定めるものに限る。)。 (6) 市税の収納管理事務の企画、調整及び指導に関する事。 (7) 市税に係る諸証明等の交付等に関する事(被害届出証明書及び標識交付証明書の交付並びに償却資産に係る固定資産課税台帳の閲覧を除く。)。 (8) 市税の予算及び決算の総括に関する事。

部の名称	組 織	事 務 分 掌
各市税事務所（中央、北部、東部、南部、西部）	納税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税に係る徴収金の納付又は納入の督促及び指導に関する事。 (2) 市税に係る徴収金の滞納処分及び納税の猶予に関する事。 (3) 市税に係る徴収金の欠損処分に関する事（個人の市民税（給与からの特別徴収に係るものに限る。）、法人の市民税、固定資産税（償却資産に係るものに限る。）、軽自動車税、市たばこ税、鉦産税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に係るものは、中央に限る。）。 (4) 市税に係る徴収金の徴収の嘱託及び受託に関する事。 (5) 市税の徴収に係る犯則事件の調査に関する事。 (6) 納税貯蓄組合の育成指導に関する事。 (7) 市税に係る諸証明書等の作成、交付等及び総括調整に関する事（償却資産に係る固定資産課税台帳の閲覧は、中央に限る。）。 (8) 所の維持管理に関する事。 (9) 所内の経理（次節第1号から第3号までに掲げる事務に係るものを除く。）に関する事。 (10) 所内他課の主管に属しない事。
	収納管理課（北部に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税に係る収入金の整理に関する事。 (2) 市税に係る徴収金の過誤納金の還付及び充当に関する事。 (3) 道税徴収金の払込みに関する事。 (4) 所内の経理（前3号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。 (5) 市税に係る諸証明書等の作成、交付等に関する事（償却資産に係る固定資産課税台帳の閲覧を除く。）。
	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人の市民税（給与からの特別徴収に係るものは、中央に限る。以下この節において同じ。）の賦課に関する事。 (2) 個人の市民税の過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の賦課に関する事。 (3) 個人の市民税の調査決定に関する事。 (4) 個人の市民税の賦課に係る犯則事件の調査に関する事。 (5) 市税に係る諸証明書等の作成、交付等に関する事（償却資産に係る固定資産課税台帳の閲覧を除く。）。
	諸税課（中央に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税（個人の市民税、固定資産税及び都市計画税を除く。第3号及び第4号において同じ。）の賦課に関する事。 (2) 過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の賦課に関する事（市たばこ税、鉦産税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に係るものに限る。）。 (3) 市税の調査決定に関する事。 (4) 市税の賦課に係る犯則事件の調査に関する事。 (5) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関する事。 (6) 市税に係る諸証明書等の作成、交付等に関する事（償却資産に係る固定資産課税台帳の閲覧を除く。）。

部の名称	組 織	事 務 分 掌
	固定資産税 課	<p>(1) 市税(固定資産税及び都市計画税に限る。次号及び第3号において同じ。)の賦課に関する事(償却資産に係るものは、中央に限る。以下この節において同じ。)</p> <p>(2) 市税の調査決定に関する事。</p> <p>(3) 市税の賦課に係る犯則事件の調査に関する事。</p> <p>(4) 固定資産の評価に関する事。</p> <p>(5) 固定資産課税台帳及び名寄帳等に関する事。</p> <p>(6) 地籍図及び家屋見取図等の整備保管に関する事。</p> <p>(7) 市税に係る諸証明書等の作成、交付等に関する事(償却資産に係る固定資産課税台帳の閲覧は、中央に限る。)</p>

部の名称	組 織	事 務 分 掌
管財部	管財課	(1) 公有財産の総括に関する事。 (2) 普通財産及び基金に属する不動産の管理に関する事。 (3) 市長が別に定める不動産の取得及び処分に関する事。 (4) 不動産の取得及び処分の計画調整に関する事。 (5) 債権管理事務に係る総括調整に関する事。 (6) 市有物件の損害保険に関する事。 (7) 部内の経理に関する事。 (8) 部内他課所の主管に属しない事。
	契約管理課	(1) 競争入札参加資格者の登録事務に関する事。 (2) 物品の購入、製造の請負、修繕及び借受けに係る契約及び検査事務の指導並びに調整に関する事。 (3) 物品(各課直接購入等に係るものを除く。)の購入、製造の請負、修繕、借受け及び役務に係る契約の締結(借受けにあつては市長が別に定めるものに限り、役務にあつては管財部長が特に認めるものに限る。)並びに管財部長が指定する物品の検査に関する事。 (4) 各課直接購入等物品の指定に関する事。 (5) 不用物品の処分(廃棄処分を除く。)に関する事。 (6) 工事、測量、設計、監理及び地質調査並びに道路維持除雪に係る契約の締結(市長が別に定めるものを除く。)に関する事。 (7) 工事に係る契約事務並びに役務に係る契約及び検査(測量、設計、監理及び地質調査並びに道路除雪及び雪たい積場管理に係る検査を除く。)事務の指導及び調整に関する事。 (8) 札幌市契約公報の発行に関する事。 (9) 入札・契約等審議委員会の庶務に関する事。
工事管理室	技術管理課	(1) 工事等に係る技術管理及び技術調査の総合調整に関する事。 (2) 工事及び測量業務の検査(別に定めるものに限る。)に関する事。 (3) 工事費等積算内訳書の確認に関する事。

令和5年度における主要事務事業

財 政 局

(財政部)

- (1) 予算の編成及び執行管理
- (2) 地方交付税、市債等財源の確保

(税政部)

- (1) 公平・適正な課税の推進
- (2) 納税秩序の維持

(管財部)

- (1) 公有財産の管理及び取得・処分
- (2) 工事請負及び物品の購入等の契約
- (3) 土木・建築・電気・機械設備工事の検査